森林環境保全整備事業請負契約書

1 事 業 名 森林環境保全整備事業(育成受光伐 南木曽4長者畑)

2 事 業 場 所 長野県木曽郡南木曽町 南蘭国有林622ろ林小班ほか

3 請 負 予 定 数 量 別紙事業内訳書のとおり。

4 事 業 期 間 契約締結日の翌日から

令和8年2月27日まで

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。

5 請負予定金額

(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 -)

6 選 択 条 項 別冊

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
0	部分払 6回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあっては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

1) なし。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約 書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって 公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約 書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡南木曽町読書3650-2 分任支出負担行為担当官

氏名 木曽森林管理署南木曽支署長 井口 智

請負者 住所

氏名

事業内訳書

契約名						森林環境保全整備事業(育成受光伐南木曽4長者畑)				
国有林名							計			
事業別										
	林小班					622ろ	622は	622IC	622ほ	4小班
				定性間伐	定性間伐	定性間伐	定性間伐			
	 作業面積				1.62ha	8.08ha	4.82ha	3.57ha	18.09ha	
			林齢			101年	101年	101年	101年	
		付	戈採 率	<u> </u>		34%	33%	33%	33%	
	平均樹高			17m	24m	22m	24m			
	平均胸径			28cm	44cm	32cm	44cm			
資			本数			400本	704本	882本	360本	2,346本
材内		ス			ギ					
容		カ	ラ	マ	ツ					
	材	L)	,	+	226.09m³	1,046.80m³	869.30m ³	468.15m³	2,610.34m³
	積	そ	の	他	Ν		53.36m³		14.00m³	67.36m ²
		そ	の	他	L	0.81 m³	3.11 m ³			3.92 m³
		合			計	226.90m³	1,103.27m³	869.30m³	482.15m³	2,681.62m³
		ス			ギ					
生産		カ	ラ	マ	ツ					
予	材	۲)	,	+	140m³	650 m ³	580 m³	330m³	1,700m³
定数	積	そ	の	他	Ν		30 m³			30 m
量		そ	の	他	L					
		合			計	140m³	680 m³	580 m³	330m³	1,730m ³
al.	事 業		年	月	田	契約締結日の翌日				
其間	抈	至	年	月	日					
, i	IEI		罗	₹	林	水源かん養保安林				
7.7	去 合	公]		法					
	L	そ	σ.)	他					
		1								

山元最終内訳

箇所	数量(㎡)
山元	380
最終	1,350
計	1,730

最終普通材搬入予定箇所

土場名	数量(m³)
三殿土場	900
野尻土場	100
木曽官材市売坂下土場	350
計	1,350

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

山元普诵材(山元十場)

最終普通材(指定した土場)

(部分完了工程)

伐倒而積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

(3) 追い上げ数量

山元土場からの追い上げ数量は、トラックスケールによる重量計測終了後の素材換算数量とする。(システム協定者により計測)

最終土場からの追い上げ数量は、椪積終了後の数量とする。

2. 作業順序

作業は、請負者が作成し発注者が承認した事業計画書に基づき行う。

また、各種法令制限林については、伐採許可・作業許可等の協議が着手前に必要なため計画的な事業 実行に努めること。(各種法令制限林は事業内訳書のとおり。)

3. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

4.山元巻立

人工林のうち、一般製材用としての採材が困難な欠点材(損傷、腐朽、空洞等よる打出木)については、 パルプ・チップ用として選別し山元に椪積すること。ただし、長級は2mに限定すること。

木曽五木及びイチイ等の銘木については対象外とする。

5. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。 ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものと する。

※システム協定先へ運搬するもの

- ・カラマツ
- ・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm~22cmの材
- ・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm~18cm以下の材
- ・上記以外の広葉樹は、末口径6~22cmの材

6. 運搬

(1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

(2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じても異議を申し立てないものとする。

(3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設する等、安全運搬を行うこと。

故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を減失又は損傷した場合には森林 管理支署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し、その損害を賠償しなければならない。 県道公道を運搬利用する際は、各道路規定に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発

県担公担を連搬利用する除は、各担路規定に基つさ連行するとともに、連搬等による路面の損傷等か発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は事業者による修繕を行うものとする。

7. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材でD材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。
- (4) 打ち出し木や末木枝条等の林地残材の転落防止に努めること。

8. 伐倒方法

- (1) 定性間伐
 - ア. 作業方法
 - ・伐倒木の選木方法は、標準地における選木方法を参考にすること。
 - イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう 伐倒方向に留意するものとする。
 - ウ. 伐倒木の処理について
 - ・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。
 - ・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

9. その他

- (1) 最終土場にて造材の仕上がりが不十分なもの(節高、小口の不整形等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 歩道については、先山への通い道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。

また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。

- (3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。
- (6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書

1. 搬出について

- (1) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督職員の指示によるものとする。
- (2) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としないものとする。 また、林地保全及び残存木の保護に努め、搬出支障木等は必要最小限とすること。
- (3) 南蘭国有林622林班は、に、ほ林小班については、複層林になっており、下層木にヒノキがあることから、伐採・搬出において下層木の損傷は最小限とすること。
- (4) 本事業の運材については令和8年2月13日の金曜日までに指定土場への搬入を終えること。

2. その他

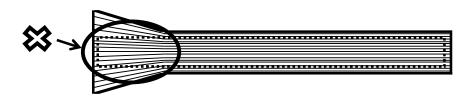
- (1) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業実行の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者において汚濁等の対策並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じなければならない。
- (2) 請負者は別紙技術提案について、下線の部分を履行するものとする。
- (3) その他事案については監督職員と協議を行い指示に従うものとする。

特記仕様書(造材)

良質産地において生産される人工林ヒノキについては、鴨居、長押等役物取りを目的とした丸太を次の基準により生産することとする。

1 生産のねらい

- ・役物は目流れがあると評価が下がるため、根張りを外して4m必要となる
- ・欠点のない製品を取るには、元玉が有利であり、中玉より色艶もよい

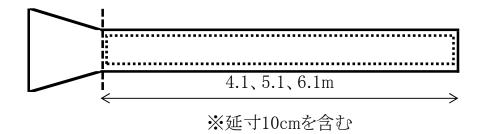


2 役物取り用材の条件

- 元玉であること
- ・見込まれる最小径級が24cm以上の通直材であること
- ・連続する2材面以上に次の欠点がないこと ①胴打ち②死節③大節④多節
- 空洞ではないこと
- ・目まわり、アテがないもの

3 採材方法

・根張り部分を元玉証明として残し、点線部分から長さを測る



特記仕様書(森林作業道作設)

(中部森林管理局標準例)

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土壌造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所に限定して設置するものとするほか、下記によること。

第1 路線計画

1 計画

路線(線形)については、次に配慮する。

- ①車両系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。 なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合 には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。
- ②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。
- ③地形に沿った屈曲線形とする。
- ④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から 必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を集積し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°(18%)以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°(25%)程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、 排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、 適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。(又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。)

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土工は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、 地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分(岩石)とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30 cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなど して、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、 縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を 確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同様に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山(心土)を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山(心土)等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋没すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

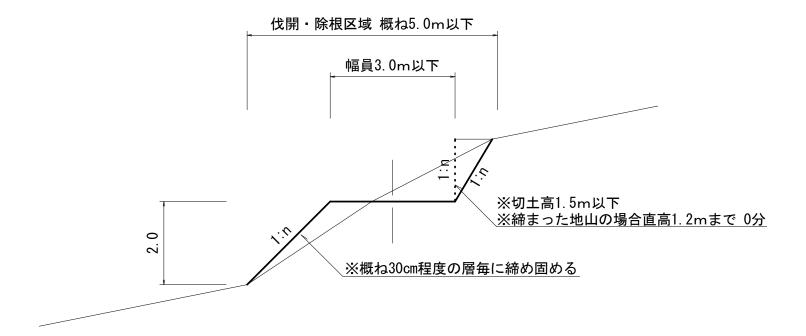
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗堀を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



切 土 勾 酉	配	土砂 6分	
روا	 Δ)	勾 配	岩 0~3分
盛土勾配	配	2m以下 1:1.0	
🚃	 土 勾	田口	2m超 1:1.2

特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書(森林作業道 作設)及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業 を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書(森林作業道作設)を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の 責に帰すべき理由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地 保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝 の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管 理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

